

ウィルひかり・24時間出張修理オプション
powered by みんなのひかり契約約款

平成31年3月20日版
株式会社NTTネクシア

第1条（約款の適用）

株式会社NTTネクシア（以下、「当社」といいます。）は、このウィルひかり・24時間出張修理オプション powered by みんなのひかり契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、ウィルひかり powered by みんなのひかり契約約款と本約款により、光コラボ事業者である当社が東日本電信電話株式会社、または西日本電信電話株式会社（以下、「通信事業者」といいます。）の訪問サポートサービス利用規約（以下「訪問サポートサービス利用規約」といいます。）を用いたウィルひかり・24時間出張修理オプション powered by みんなのひかり（以下「ウィルひかり・24時間出張修理オプション」といいます。ただし、当社が本約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第2条（通知の方法、約款の変更）

- 1 当社から本サービス契約者への本約款の通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。
- 2 当社は、前項に従い本サービス契約者に通知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができ、当該通知を行ったときから変更後の約款が適用されるものとします。

第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 24時間出張修理オプションサービス	契約者のインターネットにかかる電気通信回線に係るトラブルの24時間・365日対応の保守（故障受付、出張修理及び端末設定）サービスであって、通信事業者が提供するサービスをいいます。
2. 本サービス	通信事業者の24時間出張修理オプションサービスを利用して当社が提供する24時間出張修理オプションサービスをいいます。
3. IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4. ウィルひかり	IP通信網を使用して当社が行う電気通信サービス
5. 契約者	本契約約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
6. 本サービス用設備	当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいいます。
7. 本サービス用設備等	本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器及びソフトウェア（当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含みます）をいいます。
8. 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）

	及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
--	-------------------------------------

第4条（契約内容）

当社は、通信事業者の訪問サポートサービス利用規約に定めるサービスを当社がウィルひかり・24時間出張修理オプションとして提供します。

第5条（対象回線）

本約款の定めが適用される回線は、前条に定める提供サービスにおいて、当社がウィルひかり powered by みんなのひかり契約約款で規定する方法に従って利用者が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

第6条（提供条件等）

- 1 当社は、ウィルひかり powered by みんなのひかり契約約款に規定するウィルひかりを利用回線とする場合に限り、本約款に規定するサービスを提供します。
- 2 訪問サポートサービス利用規約の定めにかかわらず、利用料金の割引に係る規定については、そのいづれも適用しないものとします。（訪問サポートサービス利用規約が変更されることにより新たに設定又は変更される利用料金の割引に関する規定も含まれます。）
- 3 本約款に定める事項以外については、訪問サポートサービス利用規約の定めが適用されるものとします。

第7条（提供料金）

当社は、本約款の第1条に規定するウィルひかり・24時間出張修理オプションについては、次に定める額を適用します。

(1) 基本料金

月額利用料（税抜）

契約プラン	月額利用料
ウィルひかり F (ファミリー)	3,000 円
ウィルひかり F・HS (ファミリー・ハイスピード)	
ウィルひかり F・Giga/Wi-fi (ファミリー・ギガ/Wi-fi)	
ウィルひかり F・Giga (ファミリー・ギガ)	
ウィルひかり F・ミニ (ファミリー・ミニ)	
ウィルひかり M (マンション)	2,000 円
ウィルひかり M・HS (マンション・ハイスピード)	
ウィルひかり M・Giga/Wi-fi (マンション・ギガ/Wi-fi)	
ウィルひかり M・Giga (マンション・ギガ)	
ウィルひかり M・ミニ (マンション・ミニ)	

(2) 本サービスの利用料金

本サービスの利用料金は、上記（1）の月額利用料とウィルひかり契約種別毎の月額利用料の総額となります。

第8条（個人情報の第三者への開示等）

申込者又は利用者は、当社のホームページ上に掲載する「個人情報保護方針」に加え、次の場合についての個人情報の取扱いを同意するものとします。

- (1) 当社が、申込者又は利用者から、氏名、住所等、当社がサービスを提供するために必要な情報を通信事業者及び当社の業務を委託している者へ提供すること。
- (2) ウィルひかり・24時間出張修理オプションを利用者に提供するために不可欠な通信事業者の契約事業者から請求があった場合における、その事業者に対する利用者の氏名及び住所等の開示をすること。
- (3) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示をすること。

付則

この約款は2017年11月1日から適用します。（ソ&北-第170495号）

2018年2月26日 一部改定

2018年6月1日 一部改定